

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月8日（平成29年（行個）諮問第28号）

答申日：平成29年4月3日（平成29年度（行個）答申第1号）

事件名：特定月中旬に本人が海上自衛隊特定地方総監部特定課を訪れた際の特  
定地方総監部正門における入門（受付）記録（面会票）の不開示決  
定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定月中旬に私が海上自衛隊特定地方総監部特定課を訪れた際の総監部正門における入門（受付）記録（面会票）。特定部隊」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月10日付け防防運第11059号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

不開示の理由として、保存期間が入門年月日の翌年度の4月1日から起算して1年とありますが、具体的にどの法規により決められているのか不明である。

また、作成及び存在を確認することができなかったとありますが、処分したならその年月日が記録されているはずである。

以上のことから、不存在に付き不開示という理由に納得できない。

##### （2）意見書

審査請求人から、平成29年3月10日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、本件

開示請求に該当する保有個人情報記録されている行政文書の保有について確認を行った結果、その存在を確認することができなかったことから、法18条2項の規定に基づき、平成28年6月10日付け防防運第11059号により不開示決定（原処分）を行ったところ、本件審査請求がされたものである。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示の理由として、保存期間が入門年月日の翌年度の4月1日から起算して1年とありますが、具体的にどの法規により決められているのか不明である。また、作成及び存在を確認することができなかったとありますが、処分したならその年月日が記録されているはずである。」として原処分の取消しを求める。

この点、本件開示請求を受け、本件開示請求に該当する保有個人情報が記録されている行政文書を探索したところ、その可能性のある行政文書として、「面会票」が存在することを確認したが、当該文書は、特定部隊行政文書管理規則（平成25年12月11日。特定部隊達第6号。以下「規則」という。）において保存期間が1年とされているため、審査請求人が求める本件文書は開示請求のあった時点においては既に廃棄されており、ほかに本件文書として特定すべき行政文書の存在を確認することができなかったことから文書不存在を理由に原処分を行ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月8日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月14日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月22日     | 審議            |
| ⑤ 同月30日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件文書に該当し得る面会票について、上記第3の2のとおり、規則において保存期間が1年とされているため、開示請求のあつ

た時点においては既に廃棄されている旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）16条1項及び海上自衛隊行政文書管理規則（平成23年海上自衛隊達第10号）44条1項により、文書管理者は、標準文書保存期間基準を定めることとされている。

イ 海上自衛隊特定地方総監部に係る「入門（受付）記録（面会票）」を管理する特定部隊においては、上記アの標準文書保存期間基準を規則により定めており、規則17条2項及び別表第2において窓口等業務に関する文書は1年間保存した後に廃棄することとされている。なお、保存期間の起算日については、防衛省行政文書管理規則16条4項及び6項により、行政文書の作成等を行った日の属する年度の翌年度の4月1日とされている。

(2) そこで検討すると、開示請求時点（平成28年4月15日）では、本件文書が作成された日の属する年度の翌年度の4月1日から10年以上が経過していることが認められる。

また、諮問庁から規則の提示を受けて確認したところ、特定部隊における窓口等業務に関する文書の保存期間等については、諮問庁の上記(1)の説明のとおりであるところ、規則の制定日を基準としたとしても、本件開示請求時点（平成28年4月15日）までに約2年4か月が経過している。

その上、本件文書の性質を踏まえれば、本件文書に該当し得る面会票は本件開示請求の時点で既に廃棄されており、ほかに本件文書として特定すべき行政文書の存在を確認することができなかったとする諮問庁の説明は否定し難い。

そのほか、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情は存しないことから、防衛省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子